

令和元年度の消費生活相談受付状況

●令和元年度、太宰府市消費生活センターへ450件の相談が寄せられました。

相談内容	件数
契約トラブル（通信契約、保険契約など）	103件
通信販売トラブル（定期購入の解約など）	65件
架空請求（メール、ショートメール、ハガキ）	30件
住宅工事、建築関係	21件
インターネットサイトトラブル	18件
不動産貸借（賃貸物件退去費用など）	16件
その他（多重債務、店への苦情、情報提供など）	197件
合計	450件



令和元年度は特に『通信販売』に関する相談が多く寄せられました。前年度の相談件数が43件なので、**前年比150%**と急増しています。

通信販売に関する主なトラブル



- 「海外サイトを利用したが、商品が届かない」「事業者と連絡が取れない」等…詐欺的サイトによるトラブル
- 健康食品や化粧品などを購入したが、決められた回数購入しなければいけない等…定期購入に関するトラブル

トラブルを防ぐために・・・

詐欺的 サイト

- ★ 運営者の電話番号、所在地などの正確な情報がきちんと掲載されているかしっかり確認しましょう。
- ★ 支払い方法が銀行振り込みのみで、更に口座が個人名義の場合は悪質なサイトである可能性が高いので注意。

定期購入

- ホームページ等では通常より低価格で購入できる事が強調されて、定期購入だと分かりにくい場合があります。
- ★ 通信販売にはクーリング・オフの制度はありません。注文の最終画面などで「定期購入ではないか」「解約・返品はできるのか」など、購入の条件をしっかりと確認してから購入しましょう。



●消費生活センターでは、通販トラブルの他に、契約に関するトラブルや悪質商法による被害など、消費生活全般の相談を専門の相談員が受け付け、一緒に問題解決のお手伝いをしています。消費者トラブルに巻き込まれた場合は、下記の窓口までお気軽にご相談下さい。

太宰府市消費生活センター

【開催日時】

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時
（正午～午後1時は昼休み）
※予約不要

【場 所】市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

【開催日時】

毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日
午後1時～午後4時（一人30分程度）**※要予約**

【場 所】市役所2階 201会議室

【問い合わせ・相談予約申し込み】

産業振興課 092-921-2121（☎内線440）